

市・県民税の申告受け付けを 始めます

◎問い合わせ
市税務課課税係(☎62-2111内線241)

2月10日
(月)
から

開場は8時(とぴあは8時15分)です。

番号札の配布は、開場時刻(とぴあは7時30分)からです。

日程	受付時間	対象行政区	申告会場
2月10日(月)	9:00~16:00	小友町1・3区	小友地区センター
11日(火)	9:00~12:00	小友町2・4・5区	
12日(水)	9:00~16:00	宮守町鱒沢2・3・6区	ふるさと交流体験学習施設
13日(木)	9:00~12:00	宮守町鱒沢1・4・5区	
14日(金)	9:00~16:00	綾織町1・3・4区	綾織地区センター
15日(土)	9:00~15:00	綾織町2・5・6・7区	
17日(月)	9:00~16:00	附馬牛町1・3・4・7区	附馬牛地区センター
18日(火)	9:00~15:00	附馬牛町2・5・6区	
19日(水)	9:00~16:00	土淵町5・6・10区	土淵地区センター
20日(木)	9:00~16:00	土淵町7・8・9区	
21日(金)	9:00~15:00	土淵町1・2・3・4区	青笹地区センター
23日(日)	9:00~16:00	青笹町3・4・6・7区	
24日(月)	9:00~15:00	青笹町1・2・5・8区	上郷地区センター
25日(火)	9:00~16:00	上郷町4・7・8区	
26日(水)	9:00~16:00	上郷町1・6・9区	みやもりホール (ギャラリー)
27日(木)	9:00~15:00	上郷町2・3・5・10区	
28日(金)	9:00~16:00	宮守町宮守1・2・3区	達曽部多目的研修集会施設
3月1日(土)	9:00~15:00	宮守町達曽部4・5・6・7区	
3日(月)	9:00~16:00	宮守町達曽部1・3・4・5・7区	遠野市役所とぴあ庁舎 2階大会議室
4日(火)	9:00~12:00	宮守町達曽部2・6区	
5日(水)	8:30~16:30	松崎町3・7区	
6日(木)		松崎町2・5・6区	
7日(金)		松崎町1・4・8区	
9日(日)		遠野3・7・13・14・15区	
10日(月)		遠野1・8・9・10・12区	
11日(火)		遠野2・4・5・6・11区	
12日(水)・13日(木)・14日(金) 16日(日)・17日(月)			全町対象

指定の対象行政区以外の
の会場で申告するとき
は、あらかじめ税務課
へご連絡ください。

申告受付期間中は、
市役所および宮守総
合支所の窓口での
申告に関わる相談は
できかねます。

申告の手引きは、1月
中旬に配布します。申
告の詳しい内容は、手
引きをご覧ください。

農業や自営業などの事業
所得や不動産所得の収
支内訳書および医療費の明
細書は、事前に作成して
ください。未作成の場合
は、作成後に受付するた
め、順番が遅くなること
があります。

おむつ代などの 医療費控除証明書を交付

受付開始
1月14日(火)~

■証明書の種類とその対象者

①おむつ代の医療費控除証明書…控除を受けるのが2年目以降である要介護認定者で、主治医意見書で寝たきりと尿失禁が確認された人 ②障害者控除対象者認定書…障害者手帳はないが、認定状況から対象と認められる人

■問い合わせ 市長寿課介護保険係(☎62-5111内線60)または市地域振興課保健福祉係(☎67-2111内線135)

市・県民税の特別徴収を 推進しています

市・県民税の特別徴収とは、事業者が納税義務者である従業員の市・県民税を毎月の給与から差し引いて市に納める制度です。

給与から所得税の源泉徴収を行う義務のある事業者は、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を給与から徴収しなければなりません。未実施の事業者の皆さんは、積極的な取り組みをお願いします。

市・県民税の均等割額が 変わります

東日本大震災からの復興を目的に防災のための財源を確保するため、平成26~35年度までの10年間、市・県民税の均等割額がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。ご理解とご協力をよろしくをお願いします。

【平成25年度まで】	【平成26年度から】
計5,000円	計6,000円
市民税3,000円	市民税3,500円
県民税2,000円	県民税2,500円

みんなで考えよう、遠野の未来 「市長と語るろう会」を開催

◎問い合わせ 市経営企画部企画・秘書広報担当(☎62-2111内線231)

2月4日
(火)
から

市長が市内11地区を訪問し、平成26年度の主要事業や、各種使用料・手数料などについて皆さんと懇談します。申込不要で、どなたでも参加できます。

期日	会場	期日	会場
2月4日(火)	小友地区センター	2月18日(火)	みやもりホール
2月6日(木)	綾織地区センター	2月20日(木)	鱒沢老人憩いの家
2月10日(月)	青笹地区センター	2月21日(金)	上郷地区センター
2月12日(水)	土淵地区センター	2月24日(月)	松崎地区センター
2月13日(木)	附馬牛地区センター	2月26日(水)	あえりあ遠野 中ホール
2月17日(月)	達曽部多目的研修 集会施設	★時間 18時半~20時半	



懇談を通じ、遠野の明るい未来について一緒に考えてみませんか？

広報遠野と ホームページで 有料広告募集中！

広報遠野や市ホームページで PRしてみませんか？

問い合わせ ☎62-2111 広報遠野▷市企画・秘書広報担当(内線231)
ホームページ▷市管理情報担当(内線300)

広報遠野と市ホームページでは、自社の宣伝などに使っていただく有料広告を募集しています。掲載料などについて紹介しますので、ぜひ、ご利用ください。

▷ 広報遠野

- ★広告の種類 1号(縦4.5㍍×横18.2㍍)
2号(縦4.5㍍×横8.5㍍)
- ★掲載料 (1)1号広告(2色) 20,000円
(2)1号広告(カラー) 30,000円
(3)2号広告(2色) 10,000円
※3カ月枠28,500円
(4)2号広告(カラー) 15,000円
※3カ月枠42,750円
- ★デザイン料 3,000円※市に作成を依頼する場合に掛かります。データを作成し提出する場合は無料。

▷ ホームページ

- ★大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- ★形式 「.gif」または「.jpeg」の拡張子
- ★データ容量 10キロバイト以下
- ★広告の枠数 4枠
- ★月額 1枠5,000円(市内に事業所などがある企業。市外は10,000円)

★掲載不可の例

※広報遠野、ホームページ共通
政治・宗教活動、意見広告に関するもの、接待のある料理店など、パチンコ屋、ビデオ屋 など

延滞金の割合が改正されました

平成25年度の税改正で、1月から下記の延滞金の割合が改正されました。

■延滞金の割合について

1月から改正された延滞金の割合は右図(太枠)のとおりです。やむを得ず支払いが遅れる場合は、事前に担当課にお問い合わせください。

①下水道事業負担金 ②下水道使用料

③ケーブルテレビ使用料など ④農業集落排水事業分担金
⑤農業集落排水使用料 ⑥水道料金
⑦介護保険料 ⑧後期高齢者医療保険料

◎問い合わせ ⑦以外 ☎62-2111(各内線へ)
①②④⑤ 水道事務所下水業務係(内線860354)
③ 市管理情報担当(内線300)
⑥ 水道事務所水道業務係(内線860351)
⑦ 市長寿課介護保険係 ☎62-5111(内線60)
⑧ 市市民課給付係(内線260)

区分	現行(特例)	変更後※
1カ月以内	7.25% (4.3%)	2.9%
2カ月目以降	14.5%	9.15%

※延滞金の割合は変更される場合があります。

区分	現行(特例)	変更後※
1カ月以内	7.3% (4.3%)	2.9%
2カ月目以降	14.6%	9.2%

高齢者を悪質商法から守るため見守り体制強化

高齢者を悪質商法の被害などから守るための、消費者被害防止対策をお知らせします。

◎問い合わせ 市長寿課 ☎62-5111内線16または26)

市は、振り込め詐欺や悪質な訪問販売などの被害から市内の高齢者の皆さまを守るため、「高齢消費者電話・見守り事業」を行います。

市長寿課へ「高齢消費者電話・見守り事業同意書※」を送付いただければ、公益社団法人遠野市シルバー人材センターが、電話での情報提供などで注意を促し、高齢者の皆さまをサポートします。

※同意書の送り方

平成25年12月24日に市から送付された「高齢消費者電話・見守り事業同意書」に▷氏名▷電話番号-を記入・押印し、返信用封筒に入れ、ポストに投函してください(切手不要)。

こんな悪質商法にはご注意ください！



市全体の財政状況をお知らせします



問い合わせ 市経営企画部財政担当(☎62-2111内線145)

★健全な財政運営のために★

市は財政状況をより明確に把握するため、平成24年度末時点の連結財務書類4表を作成しました。これは、市の全会計と市と連携して行政サービスなどを提供している関係団体(一部事務組合・広域連合3団体、第3セクター6団体)の決算を連結したものです。通常の決算書と比較し▷市と関係団体の全体的な財政状況を把握できる▷資産と負債を把握することで、将来負担を予測できる一などのメリットがあります。市は、同4表の結果を分析・活用し、市全体の健全な財政運営に努めます。

※各表は100万円未満で端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります

①連結バランスシート(貸借対照表)

行政サービスを行うために保有している財産(資産)と、その財産を整備するために使われてきた資金や借入金がどれくらいあるのかを示しています。

資産		負債	
公共資産※1	1,039億5,600万円	地方債※2	305億7,000万円
①固定資産	1,038億8,800万円	未払金など※3	6億2,200万円
②売却可能資産	6,800万円	退職手当引当金※4	45億4,100万円
投資など	48億8,200万円	賞与引当金など※5	2億4,100万円
流動資産など	57億700万円	負債合計	359億7,400万円
		純資産	
		純資産※6	785億7,100万円
資産合計	1,145億4,500万円	負債・純資産合計	1,145億4,500万円

※1…学校や道路、庁舎などの社会資本 ※2…将来返済しなければならない借入金 ※3…関係団体の将来返済しなければならない借入金 ※4…将来、市や関係団体が支払う退職金などの見込額 ※5…翌年度に支払う職員の賞与などの見込額 ※6…これまでの世代が負担し、将来返済しなくてもよい資産額

③連結純資産変動計算書

①の純資産が1年間でどのように変動したかを表しています。

平成24年4月1日の純資産残高	773億3,700万円
純経常行政コスト	△199億5,000万円
一般財源※1	124億2,000万円
補助金などの受け入れ	88億9,600万円
臨時損益※2	△1億7,300万円
その他	4,100万円
平成25年3月末の純資産残高	785億7,100万円

※1…市税など ※2…災害などにより損失した資産など

②連結行政コスト計算書

行政サービスの提供に要した年間費用(表中A)と、行政サービスを受けるために市民が直接支払った使用料などの受益者負担額(表中B)を表しています。

経常経費(A)	283億9,500万円
人にかかる費用(人件費、退職金など)	40億5,400万円
物にかかる費用(物件費、維持補修費など)	71億8,500万円
移転支出的な費用(社会保障給付、補助金など)	157億8,600万円
その他の費用(支払利息など)	13億7,000万円
経常収益(B)	84億4,500万円

施設使用料、手数料、事業収入など

純経常行政コスト(A)-(B) 199億5,000万円

④連結資金収支計算書

行政サービスに必要な資金の1年間の動きを表しています。

平成24年4月1日の資金残高	54億5,400万円
経常的収支	53億7,100万円
公共資産整備収支※1	△22億2,500万円
投資・財務的収支※2	△32億3,200万円
当年度資金増減額	△8,600万円
経費負担割合変更に伴う差額	△300万円
平成25年3月末の資金残高	53億6,500万円

※1…土地や建物など有形資産に関する収支 ※2…地方債の返済金などの収支

市民一人当たりの額

連結財務書類4表を基にした、市民一人当たりの額を紹介します。※平成25年3月末の登録人口を基にしています。

■市民一人当たりの**資産**(行政サービスなどを提供するために、市や関係団体が保有する資産額) …… **約387万円**
■市民一人当たりの**負債**(将来、返済しなければならない借入金の額) …… **約122万円**

■市民一人当たりの**純資産**(これまでの世代が負担した資産額) …… **約266万円**
■市民一人当たりの**純経常行政コスト**(市や関係団体が提供した行政サービスなどのコスト) …… **約67万円**